

みやざき材活用施設設置支援事業補助金交付要綱

令和3年7月5日
環境森林部山村・木材振興課

(趣旨)

第1条 県は、民間事業者等が行う、県外における県産材を活用したPR効果の高い民間施設の施設整備等を支援することにより、宮崎県産材の販路拡大を図るため、予算で定めるところにより、みやざき材活用施設設置支援事業実施要領（令和3年7月5日定め。以下「要領」という。）に定める事業主体に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (3) 前条の補助金の交付の対象とする事業（以下「補助事業」という。）を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りではない。

(申請書に添付すべき書類等)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書及び同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第

1号及び別記様式第2号によるものとし、同条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、要領に定める事業計画書の提出時から内容に変更がない場合は、第1号から第3号までを省略することができる。

- (1) 補助対象経費が確認できる設計書等
- (2) 事業内容が分かる図面等
- (3) 木材使用量が確認できる木拾い表等
- (4) 県税の納税義務が発生する者にあつては、第2条第1号に係る納税証明書
- (5) 法人にあつては、第2条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第3号）
- (6) 第2条第3号に係る誓約書（別記様式第4号）
- (7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定により建築確認申請書の提出が必要な場合は、確認済証の写し
- (8) その他知事が必要と認める書類

（補助条件）

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (2) 規則第21条第1項の規定により知事の承認を受けて財産を処分することによる収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（申請の取下げのできる期限）

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（軽微な変更の範囲）

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の30%以内の変更とする。

（計画変更の承認）

第9条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、変更の理由及び内容を記載した変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の交付方法）

第10条 この補助金は、精算払により交付する。

（実績報告）

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(1) 事業実績書（別記様式第1号）

(2) 収支決算書（別記様式第2号）

2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（財産処分の制限）

第12条 規則第21条第1項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、同項第2号及び第3号の規定により知事の定める財産は、同省令に定める耐用年数5年以上のものとする。

（書類の提出部数等）

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和3年7月5日から施行し、令和3年度の予算に係るみやざき材活用施設設置支援事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年5月20日から施行し、令和6年度の予算に係るみやざき材活用施設設置支援事業補助金から適用する。

別表（第3条関係）

事業区分	補助事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助対象施設の 利用者等の数	上限額（※5）
①内装及び 外装木質化支 援	個人又は法人	<p>下記に定める経費で合計額が20万円以上のもの（※1）</p> <p>県産材（※2）かつ合法木材（※3）であることが証明できる木材の木材費、加工費（注入等）及び補助対象となる県産材に係る輸送費。ただし、使用した造作材、壁材、床材等の木材の使用数量（材積）が、竣工時において納品書等で確認・証明できるものに限る。</p>	<p>3分の1以内</p> <p>ただし、県産材の利用に関する協定締結者による申請（※4）の場合は2分の1以内の額とする。</p>	5万人以上	300万円
				1万人以上	100万円
				5,000人以上	50万円
②木製調度品 の 導入	個人又は法人	<p>下記に定める経費で合計額が20万円以上のもの（※1）</p> <p>県産材かつ合法木材であることが証明できる木材を材料として製作された木製調度品の購入、運搬に要する経費（既存の調度品の撤去に要する経費を除く。）。ただし、使用した木材の使用数量（材積）が、設置時において納品書等で確認・証明できるものに限る。</p>	<p>3分の1以内</p> <p>ただし、県産材の利用に関する協定締結者による申請（※4）の場合は2分の1以内の額とする。</p>	5万人以上	100万円
				1万人以上	50万円
				5,000人以上	25万円

※1 事業区分①, ②のいずれも実施する場合は①, ②に係る補助対象経費の合計が20万円以上のものとする。

※2 「県産材」とは、県内で生産及び加工された木材をいう。ただし、県内で加工することが困難であると認められる木材を使用する場合は別途協議のうえ決定する。

※3 「合法木材」とは、森林に関する法令に照らし適切に手続きされて流通している木材をいう。

※4 「県産材の利用に関する協定締結者による申請」とは、補助事業実施主体、当該事業に係る設計者、施工者及び木材供給者のいずれかが県と県産材の利用に関する協定（脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づく協定又はその他県が認める協定）を締結しているものが行う申請の場合をいう。なお、設計者、施工者が一般社団法人宮崎県建築業協会及び一般社団法人宮崎県建築士会の場合は、その会員も協定締結者とみなす。

※5 事業区分①, ②のいずれも実施する場合の補助金の上限額は補助対象施設の利用者等の数に応じた①の上限額とする。

みやざき材活用施設設置支援事業 事業計画書（実績書）

1	事業実施主体	事業実施主体名								
		役職名・代表者名								
		事業実施主体所在地	〒 ー							
		担当者名				電話				
		メール				FAX				
		補助対象施設名								
		利用者数（見込み）	1日平均			人	年間平均			
2	設計者	会社名			担当者名			電話		
		メール					FAX			
3	施工者	会社名			担当者名			電話		
4	木材供給者	会社名			担当者名			電話		
5	事業区分	内装木質化・外装木質化・内装及び外装木質化・木製調度品の導入								
6	設置場所（住所）	〒 ー								
7	事業期間 （着工日～竣工予定日）	年		月	日	～	年	月	日	
8	木質化等に関する 事業内容 （整備する施設の概要、 木質化の概要等）									
9	表示板の設置場所 （施設整備に宮崎県産材 を使用したことを施設利 用者に対して明示するた めの表示板を設置する場 所）									
10	延床面積	㎡		（うち補助対象面積				㎡）		
11	宮崎県産材使用量	m ³								
12	全体事業費	円								
13	負担区分	補助対象経費			負担区分					
					当該補助金	市町村費	その他			
		円	円	円	円					

※ 上記表の面積、補助対象経費、県産材使用量、施設整備の内容などが確認できる設計書、見積書及び設計図等の資料を添付すること。

収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予算額	決算額	増減	備考
県補助				
自己資金				
合 計				

2 支出の部

（単位：円）

区 分	予算額	決算額	増減	備考
事業費				
合 計				

誓 約 書

年 月 日

住 所

法人名
(団体名)

代表者
フリガナ
氏 名
生年月日

年 月 日 (性別)

当社（又は団体）は、みやざき材活用施設設置支援事業補助金の交付申請に当たり、次の事項について誓約します。

当社（又は団体）及び役員（別添）は、次のアからウまでのいずれにも該当する者ではありません。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

補助事業者

令和 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け により交付決定通知のあった 年度
みやざき材活用施設設置支援事業補助金について、みやざき材活用施設設置支援事業補助
金交付要綱第11条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金等の交付に関する規則第15条の補助金の額の確定額 （ 年 月 日付け による確定通知額）	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費 税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円